

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
-
- (変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
-
- (変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
白子千勢子	—
村上慶二	—
住商テレメイト(株)	小林年史
(有)カイエー	市瀬英明

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
白子千勢子	—
村上慶二	—
住商テレメイト(株)	小林年史
(有)カイエー	市瀬英明

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 伊賀良店

飯田市育良町1-9-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
-
- (変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
-
- (変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 笹部店

松本市笹部1-606-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 塩尻野村店

塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 穂高店
安曇野市穂高5626-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
細川陽子	—

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
細川陽子	—

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 松川店
北安曇郡松川村字東川原5723-11 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(有)内川薬局	内川輝雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
(有)内川薬局	内川輝雄

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用課建築課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 長野北店
長野市檀田2-19-10ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 三本柳店
長野市三本柳東2-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 西尾張部店
長野市大字西尾張部1060-4 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
㈱エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
㈱エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
㈱エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
㈱エス・エス・ブイ	中村一夫

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 南長野店
長野市稲里町中央4-8-8 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
㈱エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
㈱エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
㈱エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
㈱エス・エス・ブイ	中村一夫

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 松岡店

長野市松岡2-37-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(株)筒井商店	筒井昭徳

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
(株)筒井商店	筒井昭徳

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 伊勢宮店

長野市伊勢宮2-27-10ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(有)もへじや製菓	森山直廣

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
(有)もへじや製菓	森山直廣

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(株)伊勢屋薬局	飯島健雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
(株)伊勢屋薬局	飯島健雄

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 更埴粟佐店

千曲市粟佐1201ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 上山田店
千曲市大字上山田字神戸880-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(資)大定商店	大井定雄
遠藤 三郎	—

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
(資)大定商店	大井定雄
遠藤 三郎	—

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 戸倉店
千曲市大字戸倉1955-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
ル・プレ(株)	塚田弘

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
ル・プレ(株)	塚田弘

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 中野駅前店

中野市大字西條枝垂桜405-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
寺島薬局(株)	田口武

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
寺島薬局(株)	田口武

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)コメリ

新潟市米山4-1-28

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)コメリ	捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)コメリ	捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)コメリ	捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄
コスモファーマシー(株)	塩之入 盾 和
ル・ブレ(株)	塚 田 弘

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)コメリ	捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫
コスモファーマシー(株)	塩之入 盾 和
ル・ブレ(株)	塚 田 弘

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田塩尻ショッピングセンター

上田市大字秋和字立石361-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)スギウラ

埴科郡坂城町大字坂城6391

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)スギウラ	杉 浦 卯太郎
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)スギウラ	杉 浦 卯太郎
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄
(株)はなおか	花 岡 正 一
(有)塚田呉服店	塚 田 弘
(株)アイ・トピア	田 中 尚 己
(有)プラトウ	矢 島 久 和
(株)甲州屋山田商店	山 田 豊
(株)小森ネット	小 森 繁
コスモファーマシー(株)	塩之入 盾 和
宮道 泰俊	—
真栄食品(株)	山 田 洋 一
斎藤 正利	—
(株)大創産業	矢 野 博 丈
(株)田原屋	田 熊 太 郎